〇井上参事官 H委員とQ専門委員におかれましては若干遅れられるということでございますので、ただいまから第31回「民間資金等活用事業推進委員会総合部会」を開催いたします。

私は事務局であります、PFI推進室の参事官をしております井上でございます。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まずは当室の澁谷審議官から御挨拶申し上げます。

○澁谷審議官 大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。PFI推進室 長の澁谷でございます。

この場をお借りしまして御挨拶がてら、簡単に最近の状況についてお話をさせていただきたいと思いますが、本日の資料の一番最後に参考資料4というものがございまして、これは本日の資料の厚さで言うと大半を占めているものなのですけれども、これはPFI法の改正法案の資料でございます。

昨年、解散で廃案になってしまいました官民連携インフラファンドの創設などを内容とするFPI法の改正法案が、また今通常国会で何としても成立をさせていただきたいということで、各省の予算関連法案のトップを切って3月1日に閣議決定をさせていただいたところでございます。内容は昨年の法案と若干の技術的な修正を除いてほぼ一緒でございますので、特段御説明はいたしませんが、3月1日に閣議決定をいたしまして、なるべく早く御審議をいただいて成立をということで今、各方面にお願いをしているところでございます。

政権が変わりまして、PFIをめぐるさまざまな政治的な状況がどうなるかというのは若干危惧もしたのですけれども、現在の与党であります自民党が先日、自民党の正式な機関としてPFI調査会というものを立ち上げました。昔から、PFI法の創設のときからPFI推進調査会というものが自民党にありましたが、最近はいったん廃止をされていたのですけれども、2月20日、ちょうど当初この部会の開催を予定したときに調査会を開催するということで、総合部会を前回延期をさせていただいて大変失礼いたしましたけれども、第1回の調査会を開催していただきまして、自民党としてもこのPFI法は全面的に応援すると言っていただきました。

いろいろ議論がございまして、この法案の話、それから、今日御議論いただきますコンセッションに関するガイドライン等々ございまして、自民党の先生方は割と金融の実務とかを経験されて国会議員になられた方も多数いらっしゃいまして、かなりガイドライン等についての期待も大きいところでございます。いずれまた本日の御議論を踏まえまして、党のほうにもきちんと御説明をさせていただくことになるかと思いますけれども、そういうことも含めて御指導賜ればということでございます。

参考資料4の前に、1枚紙で参考資料3というものがございまして、安倍内閣になりましてから三本の矢の2本目の矢、機動的な財政運営ということで、1月11日に緊急経済対策を閣議決定をいたしまして、これが平成24年度の補正予算につながっているわけでござ

いますが、この中に大きな柱が幾つかありまして、そのうちの1つの柱が民間投資の喚起による成長力強化ということでございます。その中にPFIの推進というのが位置付けられてございます。法案の官民連携インフラファンドの話も出ておりますが、経済財政諮問会議の民間議員の先生方とも非公式にいろんな議論をしている中で、骨太の方針というものが年央に取りまとめられるわけですけれども、骨太の方針の中でPFI/PPPの推進というのはそれなりの位置付けになるのではないかという議論が今されている。その中でコンセッションに関するガイドラインについて、いろいろとまた議論を重ねておりますので、そうしたことも含めて、またこの部会にフィードバックをさせていただいて、御報告ないし御指導を賜ればということでございます。

法案ができますとファンドを創設して、いよいよ具体的な案件ということになるわけですけれども、昨年、法案を提出したのが2月でございまして、通常国会、ちょうど夏ぐらいに法案の審議がされるかなというぐらいから、かなりの数の金融機関からもいろいろ打診がございまして、いったん廃案になって途切れるかなと思っていたのですが、1月ぐらいに私どものほうで各地方で投資家ですとか、地方銀行を対象にした説明会をさせていただいたところ、かなりの手ごたえを感じているところでございます。特に地方銀行の感触が非常に良好なものがございまして、そうしたことも今後私どもがPFIを考える上で、1つの追い風になるのではないかと考えております。

いずれにしても、安倍内閣で三本の矢を出しておりますが、成長に向けて民間投資の喚起というのはかなり重要な柱になりつつありますので、このPFI、今回このガイドラインをいるいろ御議論いただいて、更にまたその次もということも含めて、いろいろと先生方には御指導お願いしたいところでございます。

本日はまた非常にタイトなスケジュールの中セットをさせていただいておりますけれども、また忌たんのない御意見を頂戴して、できれば年度内にと言っておりました、私どもにとって今年の年度というのは、平成25年度の予算年度がきっと6月の連休明けに始まるのではないかということですので、年度末というのはもう少しありそうな気がするので、それまでにガイドラインを是非まとめたいと思っておりますので、先生方の御指導よろしくお願いいたします。

○井上参事官 審議官の澁谷でございますが、ここで退席させていただきます。

本日は8名のうち5名の委員の御出席を予定しておりますけれども、H委員が遅れて御参加されるということになってございまして、現時点では民間資金等活用事業推進委員会令第5条第1項及び第3項に規定いたします会議を開き、議決するために必要な議員の過半数を超えてはございませんが、H委員が御出席された時点で部会が適法に成立すると見込まれることを御報告させていただきます。

それでは、以後の議事につきまして宮本部会長にお願いいたします。

○宮本部会長 それでは、進めさせていただきます。現時点では部会として成立していないことから、今おっしゃったとおりH委員が出席されるまでは懇談会として会議を進めさ

せていただき、H委員が来られた段階で正式に部会として会議を進めさせていただきたい と思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

今日は盛りだくさんですのでなかなか大変ですけれども、皆さんよろしくお願いしたい と思います。

まず、ガイドラインの改定について、前回の総合部会において事務局から主な論点について説明していただいた上で御議論いただきました。また、前回の総合部会の後、委員、専門委員の皆様あるいは他の有識者の皆様から御意見を聴取させていただきました。これらの御議論、御意見を踏まえまして、前回御説明いただいた段取りに従い、事務局に基本的な方向性の案を取りまとめていただきました。基本的方向性の案につきましては事前に委員、専門委員の皆様にお配りさせていただいております。

論点が多岐にわたりますので、議論を効率的に進めるため資料2にあります「1.株式・債権譲渡について」「2.民間提案について」と「3.公共施設等運営権について」の2つに分けまして議論していきたいと思います。両方とも今日議論しなければいけないということで時間管理をする必要がございますので、最初のほうの議論を14時45分ぐらいまでをめどにということで、その後は終わる間際に御意見だけはいただこうと思いますが、それ以降は公共施設等運営権の議論を15時55分頃までという形で進めていきたいと思いますので、御協力よろしくお願いしたいと思います。

それでは、まず株式債権譲渡及び民間提案につきまして、事務局から御説明よろしくお願いしたいと思います。

○児玉参事官補佐 事務局でございます。

まず資料 $1\sim6$ 、参考資料 $1\sim4$ と配付させていただきました。それに加えまして資料番号を振っておりませんけれども、2月頭に皆様にお配りさせていただいた基本的方向性からの変更点を見え消しにしたものを併せて配付をさせていただいております。

お手元の資料1「ガイドラインについて」を御覧いただけますでしょうか。そもそも今回のガイドラインの改定、策定の意図でございます。もちろん直接のきっかけというのは平成23年の法改正でございますけれども、PFI推進のために課題が幾つかあって、それに必要な措置があって、それに対応するためにガイドラインを改定、規定するのかなと考えております。

課題といたしましては大きく3つあると考えております。そのうちの1つ目でございますけれども、FPI事業の事業累計の多様化・大規模化といったものに対応する必要があります。需要変動等のリスクや事業期間が長くなったり、あるいは関係者が増えてくる。こういったことに対応するために必要な措置は何であろうということを考えますと、多様な民間資金調達や多様な事業主体の確保への対応かと考えております。では、これについてガイドラインでどのように規定していくのかということで、株式・債権流動化による多様な資金の導入が可能となるような基本的な方向性を今回盛り込ませていただいております。それから、多様な事業スキームの受容についても盛り込んでおります。

2つ目の課題でございます。民間事業者の参入意欲の向上やPFI推進のためには、民間のノウハウの積極的な活用を図っていく必要があります。そういったときに、民間提案制度、これは平成23年法改正で盛り込みましたけれども、これを活用する必要があるだろう、それから、更に民間の創意工夫、ノウハウというものを生かすために、事業者選定方法をもっと柔軟に多様に整備していく必要があるという問題意識を持っております。それに対応するために、民間提案がなされたときにインセンティブを付与するということで、ガイドラインの基本的方向性に盛り込ませていただいております。その裏表でございますけれども、安心して提案していただくためには当然知的財産の保護を図っていかなければいけない。一方、事業者選定方法でございますが、これはいわゆる総合評価に限らず、企画競争、公募型プロポーザルといったいわゆる競争性のある随意契約を活用していく必要がある、それから、総合評価一般競争入札の場合であっても、技術提案制度の活用はぜひ必要であろうと考えております。

最後の課題でございます。平成23年法改正で盛り込まれた公共施設等運営権を活用したPFI事業、いわゆる独立採算型の推進を図る必要がある。一昨年の法改正で盛り込まれた運営事業の環境整備を整えなければいけないということで、我々としては運営権対価の算出方法や支払方法等々を基本的方向性で明らかにしたと思っておりますが、運営事業の事業期間は長期にわたるものですから、更新投資や新規投資をどういうふうに扱っていくのか。あるいは先ほどの話と密接に絡みますけれども、事業者選定プロセスをどう考えればいいのか。運営権は譲渡・移転が可能となっておりますけれども、ここをどう考えるのか。運営事業が終了したときに運営権者が形成した資産をどのように扱うのかといったことについて、整理をさせていただいているところでございます。こういった問題意識を前提に、今回、基本的方向性を整理させていただきました。

資料2を御覧いただけますでしょうか。ガイドラインの基本的な方向性全体につきましては事前にお送りさせていただいているところでございます。お読みいただけているかと存じますので、私からも資料2、概要を使いまして簡単に説明させていただきます。

まず株式・債権の流動化でございます。そもそも株式譲渡というのが流動的でないと評価される部分があったのは、これはおそらく事業者選定の前提とされた履行能力を確保するためだったのではないかと考えております。ところが、この履行能力の担保は必ずしも株式譲渡等の制約による必要はないわけです。加えまして、事業期間を通じ一律にコンソーシアム構成企業が選定事業者の株主となる必要があるというわけでもないということを基本的方向性の中で明らかにし、ガイドラインの中でも明らかにしていきたいと考えております。

加えまして株式譲渡です。これは条件を付す場合には必要最小限にする。かつ、予見可能性を高めるという意味でも、株式譲渡に条件を付す場合には、あらかじめ実施方針あるいは入札説明書、募集要項等に明記をするというようにしていきたいと考えています。

(4) でございます。資金調達の必要性等から今までSPC、株式会社形態であることが非

常に一般的であったわけでございますけれども、株式会社以外の法人格を活用した事業スキームを採用することもあり得る。別に株式会社でなければだめだとは言っていないことを明らかにする必要があるのかなと思っております。

続きまして民間提案の部分でございます。民間提案は積極的に受け付ける必要があるのですけれども、積極的な民間の提案を喚起するという意味で、管理者の側からも今後事業として実施できる可能性のある事業の一覧を、計画として公表することが考えられるのではないかと考えております。

民間提案制度は提案に必要な書類がさまざま様々ありまして、他方で応答義務を課しているということでございますけれども、民間提案制度が創設されたことによって法律の外の任意の提案、今まで発案と呼ばれていたものですが、こちらができなくなってしまうのではないかという声が一部から聞かれております。ここはそういう民間の発案というものは否定されていないことを、明らかにしたいと考えております。

民間提案を安心して行っていただくためにも、ノウハウ等の知的財産については保護する必要があるということで、公表しないことを原則とさせていただきたいと思っております。他方で知的財産に当たるようなものを公表しないと実施方針が策定できないということも十分考えられます。こういった場合は提案をした民間事業者の了承を得た上で実施方針の策定、公表を行う必要があると考えております。

公表した場合にですが、この場合は事業者選定の際に一定の評価を行うことを検討する旨をガイドラインに書きたいと考えております。ではどのように評価していくのかということでございますけれども、これは基本方針に書かれておりますが、寄与した程度を勘案しまして、加点評価などで適切に評価することが考えられます。この際、評価されるものはただ汗をかいたとか、そういうことではなく、ノウハウ等々の知的財産に該当するものが評価対象になるのではないかということでございます。

駆け足になりましたけれども、株式・債権譲渡、民間提案について、ガイドラインの基本的方向性で盛り込んでいる主な点というのは以上でございます。

○宮本部会長 ありがとうございました。

ただいま御説明いただきましたけれども、これにつきまして御意見等頂ければと思いま す。まず株式・債権譲渡から始めたいと思いますが、いかがでございましょうか。

私のほうから、前回も申し上げたのですけれども、英国なんかでリファイナンスで事業者がexcessive profitsをとったというのが問題になって、今度のPFIでもそこら辺を押さえるふうにしましょうという話が入っていますが、そういう形でここにまだ入ってきていないのかなと思いますので、御配慮いただければいいのかなと思います。これまでの事業はそういう形のものは余りなかったかも分かりませんが、これからはどのように大きくなるか分かりませんので。

それ以外いかかでございましょうか。民間提案のほうでも結構でございます。

○ J 専門委員 株式譲渡のところで、管理者等々の手続について留意すべき事項をいろい

る書いていただいていて、御説明いただいた資料ではなく資料3でしょうか。本体を丁寧に拝見させていただくと、株式譲渡に関してこういったことを検討する必要になった背景として、上から3行目から4行目にかけて「事業の多様化・大規模化が見込まれる中」という文言が入っておりまして、つまり非常に大規模な事業、多様なリスク分担等の困難な事業に対して、こういったことを考慮していくという背景が読み取れるのですけれども、最後のところだけを読んでいくと、これまでは原則コンソーシアムのメンバーが出資をして、業務もSPCから委託、請負等の関係において実施していくことをずっと原則としてこれまでPFI事業をやっていたと思うのですが、それはなかったことにして、割と自由にしましょうというようなイメージを受けております。これについて、それはそういう理解というのが間違っているのか、それとも、これを機に大規模多様な事業以外でも積極的にこのような株式の譲渡、流動化をしていきましょうという考え方なのか、どちらに立っているのかというのを質問させていただきたい。

- ○宮本部会長 事務局いかがでしょうか。
- ○児玉参事官補佐 ありがとうございます。

我々の考え方としましては、事業化、多様化、大規模化を契機に、なるべく流動性を高めていきたいというのが基本的な発想でございます。

○ J 専門委員 もともとこういった非常に厳しい株式譲渡への制限が設けられた背景として、入札の有効性、つまり入札で選ばれた者が業務を行うというのが原則であって、それを担保するためにコンソーシアムがSPCに出資をして業務を実施するというふうに、法的には解釈されて成り立ってきたと思っているのですが、その点についてクリアした上でそうしていこうという考え方でよろしいのでしょうか。

○児玉参事官補佐 説明不足で失礼いたしました。この基本的方向性の中にも書かせていただきましたけれども、まさに御指摘いただいたとおりに、この人たちがやるからだということで選定がされたということは、御指摘のとおり当然大前提でございます。その履行能力というものは当然確保するということが前提とした上で、それが一律に株式の譲渡制限という形でいいのか、という問題認識から、ここでいろいろと記述をさせていただいてございます。

○井上参事官 今、J専門委員がおっしゃったのは、典型的にはハコモノをつくって維持管理をしていくという、従来型の一番多かったPFI事業。それですとさすがに、例えば建設段階まではせっかく入札して、入札後にすぐその業者が変わるというのはなかなかあり得ないということでございますので、各事業によって、あるいは各管理者の判断によって変わりますけれども、例えば建設段階においては責任を持つ者はそのままだとか、維持管理段階に移ったら、それは多少維持管理をする者が変わってもいいだろうとか、そういう柔軟に考えましょうということでありまして、そういう意味では、今までは必ずしもガイドラインとして事業期間中ずっと株主が変わらないということを決めていたわけではありませんけれども、事業ごとにそれは緩めてもいいのではないでしょうか。その前提としては

履行能力の確保というのは非常に大事でありますし、もう一方で入札後に急に業者が変わるというのは何のための入札か分かりませんので、そこも当然担保する必要がある。両にらみで少し緩和していきましょうという考え方でありますので、一律に何でもかんでもハコモノでも入札後にすぐ変わることを許容するという意味ではございませんけれども、もっと柔軟に考えていきましょうというような考え方だと思います。

- ○宮本部会長 よろしいですか。
- J 専門委員 ありがとうございます。

おそらく株式の譲渡をするという行為と、選定事業の受託、請負関係を通じて履行能力を担保していくということの2つがあるのだろうと思っておりまして、ただ、受託、請負業務の関係にまで踏み込んで本当にやる者が変わってしまうとなると、選定は何だったんだという感じになると思うので、そちらはある程度担保したまま、出資の関係についてはもっと柔軟に考えていく。そのような考え方と認識していいのでしょうか。

しつこく聞いて恐縮なのですが、趣旨としてはマネジメントサイドのプレイヤーをもっと入りやすくしようというのもあるのかなと思っておりまして、要するに建設する人とか、いわゆる手足作業をする人は別に自由でもよくて、その人たちを管理監督していく人をもっと選んでいきましょうとか、そういう意図もあるのかなというふうに、いろんなことを考えてしまいまして、どういう事業で具体的に株式の譲渡をもっと柔軟にしていくか。及び受託、請負関係も柔軟にしていっていいのか。このあたりを少し正確に理解していきたいなと思っている次第です。

○井上参事官 おっしゃるとおり、マネジメントの体制がしっかりしているかということがポイントだと思いますので、そういった意味では多様な人が入ってこられることも大事でしょうし、一方で建設段階におきましてある程度、今建設会社とかがSPCという形で出資されていますけれども、建設がある程度済んで、抽象的な言い方をすれば維持運営が軌道に乗ったときに、必ずしも当該建設会社がずっといることを義務付けることまでは必要ない場合もある。それはむしろ請負業者とかそういう実際の事業実施体制がしっかり担保されていれば、それが変わっても許容される場合があるのではないかということで、こういうような若干もう少しソフトに考えましょうという考え方を打ち出しているということでございます。

- ○宮本部会長 K専門委員、お願いします。
- ○K専門委員 譲渡を認める制度というのは非常に画期的で素晴らしいと思うのですが、ただこういうふうに緩めたから本当に譲渡が起こるかと考えると、誰が投資家さんになるか考えると、あまり配当がない株主に新しくなってもメリットはない。ですからせっかく譲渡を緩和しても誰も譲渡を受けないのではないかという心配があって、何がいけないかというと、結局、今のPFIというのは配当はほとんどなしで、かつかつでやっているPFIなわけです。ですから誰も投資に魅力を感じない。建設のところで儲けておしまいということになってしまっていると思いますので、これは審査のほうの問題だと思うのですけれど

も、選定する段階である程度しっかり配当していて、財務状況がいい会社を選んでいくと、 提案書の中のビジネスモデルの中に、しっかり配当もするというのを書いているような会 社さんが選ばれるようにしていかないと、できれば年金資産にこういうものを買ってもらって、最初に投資した人は資本を回収して、また次のインフラへ投資していく。そういういい循環が起こってくればいいのですけれども、今のところ配当がほとんどないという株であっては年金資産は入ってこないので、そちらも立てつけをつくっていかなければいけないのかなと思います。ただ、譲渡ができるというのは非常に嬉しいことだと思います。 ○宮本部会長 ありがとうございます。

関連していかがでしょうか。

○ P 専門委員 J 専門委員の御意見の続きになるのですけれども、先ほど担保の仕方がイメージできないという御説明の中で、事業をマネジメントする方がちゃんとしっかりしていれば、それでいいのではないか。といった具体策を教えていただいたのですが、ガイドラインの中にそういう具体策も入れていただいたほうが、このガイドラインを読む実際の職員もわかりやすいので、できればそういった具体策も織り込んでいただければと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

これは基本的な考え方を、これをまたガイドラインに書き写していただく中で、そこら 辺を反映していただければと思います。

O専門委員、お願いします。

○○○専門委員 この中で(3)の株式の譲渡に条件を付す場合というここのところなのですが、今後、運営権の類型のPFIも入るということで、運営権で料金徴収、独立採算に近いものであると、今までのサービス購入型に比べて出資の部分というか、エクイティの部分が相当厚くなるのではないかと思うのです。ここに必要最小限の条件というふうに書いてあるのですが、先ほども少し議論がありましたけれども、サービス購入型であればむしろ株式譲渡を認めると言ってもあまり実効性がないと思うのですが、運営権のほうであるとかなり切実な問題になる。

実際に必要最小限の条件というのは多分、管理者のほうから言えば相当厚くといいますか、安全サイドに見る傾向が出てくるのではないか。ところが、民間事業者から言うともともと事業規模も大きくなる可能性がある。出資の厚く求められる。そうすると少しぐらい緩和していただいても、相当の絶対額としてのお金を持ち続けなければいけない、あるいは譲渡できないという可能性が高まってくるのではないか。ではどうするかというのはなかなかアイデアはないのですが、運営権のようなものを想定して、もう少しガイドラインたるような指針のようなものが出せればありがたいのかなと。

同様の質問なのですが、例えば株式といった場合も、本当にリスクをとる方、あるいは メザニンという形で優先株という形で持たれる方も出てくる。そうすると、そういうもの の規制も類型を分けて考えておいていただいたほうが、実務に資するのではないかと思い ます。

○児玉参事官補佐 ありがとうございます。

ガイドラインは一般的につくっている部分がありますので、必要最小限というところで思いを込めてはみたのですけれども、それこそケース・バイ・ケースで変わってくるでしょうし、検討してみますが、うまいこと指針を作るのは難しく、にわかには解決し難いなというのは正直思っております。

それから、御指摘頂いたメザニンという話でございますけれども、一応分厚いほうの資料3の3ページ目になろうかと思いますが、(3)という形で無議決権株式の取扱いをどうするんだということで、ここは特段の手続は不要とすることや、条件を付さないことも考えられるということで一応言及をさせていただいているのかなと考えておるところでございます。

○宮本部会長 では、最初の点は御検討いただいて、書き込みしていただくようにしてい ただくようにお願いしたいと思います。

○C委員 この前も聞いたような気がするのですけれども、時間が経ってしまったので。 税制上の扱いなのですが、当然、譲渡するということは益が出るかもしれないし、ロスが 出るかもしれない。しばらく益は出そうもないから、むしろロスのほうをどう対応するか ということになってくると思うのですが、税制上の何か措置というのは考えられるのです か。例えばエンジェル税制みたいな形で、もし投資家からの出資を幅広くとるというので あれば、そういう形で損失を他の所得から大きく補助できるような仕組みをつくるとか、 あるいは何かそういう要望を出されるとかありましたか。この前も聞いたような気がする のです。

○宮本部会長 いかがでしょうか。

○児玉参事官補佐 税制改正をしていくときは、おそらく具体の事業が出てきて、こういう困ることがあって、これぐらい損失が出そうなのでというのがどちらかと言うと一般的なのかなと思っていて、なかなかその白紙の段階で持っていっても、それで損失がいくらで、どうしてこれで代替できないのかという話になると、なかなかすっきりと通りにくいのかなと正直思っておりまして、済みません、長々と言いましたけれども、現時点では具体的には考えておらないという状況です。

○C委員 これは鶏と卵みたいなもので、逆にそういう措置があるから安心して譲渡とかにも出られるかもしれないし、安心して出資もできるかもしれないということだと思います。ベンチャーキャピタルなんかよくこういう手法で、エンジェル税制は使い勝手が悪いので余り使っていないのですけれども、一応そういう器をつくっておいてリスクをとりやすい環境を整備しましょうというものがあってもいいと思うのです。

○宮本部会長 そこはこのガイドラインに書き込めるかどうかをまず検討していただいて、 次回、御回答いただければと思います。

N専門委員、どうぞ。

○N専門委員 株式譲渡について、必要最小限の条件ということに関連してなのですけれども、資料3に事後届出ということも書かれておりますが、株式譲渡につきましては金融機関のほうでも実際に御融資をさせていただく際に、融資契約において一定の譲渡制限の規定を設けさせていただいて、モニタリングをするということにもなってございます。管理者様サイドであえて制約を設けずとも、金融機関サイドがモニタリングしているということで、支障はないのではないかと考えられます。原則、例えば事後報告とするというようなことも考えられるのではないかと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

今の御意見を反映させていただいて、I専門委員お願いします。

- I 専門委員 それに関連してなのですけれども、先ほどメザニンの株式のところでも無議決権株式、資料3のところが出てきましたが、あと、債権のところも譲渡自由。ただ、債権もいろんな種類がありますし、これは更に言うとエクイティ制のもので、例えば匿名組合とかもあるわけですが、現在ではおそらく、匿名組合に対して何らかの言及はされていないし、する必要があるかということがあるのですけれども、それぞれ投資家の立場、受け身的な立場だったり、議決権があっていろいろコントロールできる立場だったり、そういったものに応じてさまざまな譲渡性の緩和というか、譲渡性を認めていくという考え方をここに書いておいたほうがいいのか。今、譲渡、株式、債権とぽんぽんと書いてあって、無議決権株式のところだけが特出しで書いてあるので、そのあたりは書くか書かないかは別として、議論といいますか、考え方としてはそういう整理だということを確認したいです。
- ○宮本部会長 いかがでしょうか。
- ○児玉参事官補佐 まさにおっしゃるとおりだと思いますので、御指摘を踏まえて検討させていただければと思っております。
- ○宮本部会長 ありがとうございます。 もう一点の民間提案のほうは御意見ございませんでしょうか。
- ○E委員 質問なのですけれども、資料2の2. (2)で従来行われてきた任意の提案に積極的に提案する。わざわざこれを書いているのは何か特段の理由があるのでしょうか。 ○児玉参事官補佐 これは実は基本的方向性をつくる際にいろいろな方から話を聞いたり、実務者の方から話を聞いたりということをさせていただいたのですけれども、その際に民間提案制度というものができることによって、自由な発案ができなくなったのではないかということを、公共サイドからも事業者さんサイドからも受けたことが幾たびかございましたので、そういうことではないのですということをきちんと言っておいてあげたほうがいいのかなと。そういう趣旨でございます。
- ○宮本部会長 私も気づかなかったところだったのですけれども、このメモを見てあれと 思ったのです。
- ○E委員 民間提案制度であっても別にそれは自由にできるわけですね。

- ○児玉参事官補佐 おっしゃるとおりです。
- ○E委員 どういう実益があるのでしょうか。民間提案制度をまだ体制整備を行っていない自治体にも提案ができるとか。
- ○児玉参事官補佐 むしろ本当に提案制度というものを導入させていただいたがゆえに、 その他の提案というものをできない、あるいは受け付けなくていいと思われているなどい ろいろな声が聞こえてきましたので、それはそんなことはなくて、民間提案制度は民間提 案制度としてきちんとやっていく必要があるし、そうでないものについても、おっしゃる とおり当然と言えば当然なのですけれども、それは全く否定はされていませんよというこ とを一応明らかにしたということでございます。
- ○宮本部会長 事前に誤解といいますか、そういう意見が事務局に来たから対応されているということですので、その誤解を解くような形をガイドラインの中に明記していただくというのはいいのかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。
- ○E委員 逆の懸念もあって、任意の提案ができるのだから体制整備をやらないというエクスキューズに使われそうだなという懸念があるのです。もともと従来行われてきたと言っても行われていないわけで、なぜ行われていないかというと、体制がしっかりしないから本当に検討してもらっているのかどうかすら分からない状態であるという、非常にプリミティブなレベルで止まっていたということで、それを除去するためにしっかり体制整備を知財のことも含めてやりましょうということを推進しようという一方、そうでなくてもいいよというのがどうかなという感じがかなりするのです。書かないでいればできるんだということなのか、どうなのかにもよるのでしょうけれども、ここまで推奨するような話かなという気が。そこはもう少し検討したほうがいいような気がします。
- ○宮本部会長 ここの書きぶりといいますか、表現の仕方について。
- ○児玉参事官補佐 資料3の4ページでありますが、体制整備については、一応これはPFI 法で法定の制度ができたものですから応答義務があるということで、体制もしっかり整備しなければいけませんということを資料3の4ページ3. (7)のところですけれども、書いてございますので、体制整備はしっかりやってくださいということは、このガイドラインにちゃんと明記するということでございまして、一方で法定の民間提案制度のものではない提案も任意として受け付けることはできるのですよということを、確認的に書いているという整理でございます。
- ○E委員 そこは表現が誤解を招きます。体制整備はしっかりしなさいよというのがあった上での話だということがわかりにくいかなと思うのです。
- ○児玉参事官補佐 わかりました。そのように配慮します。
- ○宮本部会長 ガイドラインに書き込むときは、その点は十分御注意ください。お願いします。

N専門委員、お願いします。

○N専門委員 民間提案(3)のノウハウあるいは知財の保護に関する部分なのでござい

ますけれども、保護される、あるいは公表されない情報の範囲が私どもでお取り扱いさせていただきます融資契約。こういったファイナンスに関するノウハウも含まれると理解してよろしいのでしょうか。

- ○児玉参事官補佐 そこはノウハウのところで広く含んでいると理解しております。
- ○宮本部会長 K専門委員、どうぞ。
- ○K専門委員 資料2の2. (5)です。先ほどどういうものが民間提案として加点の評価になるかというところで、知的財産に該当するものが評価対象となる。その知的財産は特許権とかに限らず、ノウハウでいいというお話があったかと思うのですが、なかなかノウハウレベルにまでなる提案というのは難しいかなと思うのです。汗をかいただけではだめよと先ほどおっしゃられましたけれども、結構汗をかくだけのケースというのもあるかと思うのですが、それが評価の対象にならないということになると、みんなやっても無駄だ、自分の一生懸命やっていることがノウハウまで高まっていないと考えたら、やらないのではないかという気がするのですが、これをもっと積極的に募集するのであれば、もう少し加点してあげる範囲を広げてあげてもいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。○宮本部会長 時間がそろそろ迫ってきたので、まずは御意見だけいただくということで、P専門委員、お願いします。
- P 専門委員 民間提案の資料 3 の 4 ページにある (7) の一番下に公共施設等の建設、製造、改修、維持管理または運営に係る計画などを広く一般に公開するようにと書かれているのですけれども、福岡市であれば相当な数があって、それを全て公開するというのは現実的ではないので、4. に資料の請求があればちゃんと出すという規定がございますので、ここと一緒にしたほうが現実的ではないかというのが 1 点ございます。

もう一つあるのですけれども、(9)で民間提案に必要な書類がずらっとあるのですが、 ①、②はよろしいかと思うのですけれども、③の評価の過程及び方法というのは、ここまでは民間提案に含めてしまうと先方の作業が大きくなるので、これは不要だと思います。 ○宮本部会長 ありがとうございます。

N専門委員、お願いします。

 \bigcirc N専門委員 これも意見なのですけれども、今のお話に関連しまして、これも資料3の6ページ(9)①でございます。こちらの民間提案に必要な書類の中で①ウの法的課題の整理でございますが、公共施設に関する法律につきましては、民間事業者よりも管理者の方のほうがよく理解されているということも踏まえますと、民間提案を促すという観点から、法的課題の整理については管理者が行うほうが効果的ではないかということも考えられると思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

その他ございましたら。よろしいですか。今、K専門委員、P専門委員、N専門委員から、P専門委員の2つを含めて4つ御意見が出ておりますので、それは今お答えいただいたら時間が足らないかも分かりません。御検討いただくということでよろしいでしょうか。

もし今日時間が余ればまたそこに戻りたいと思いますけれども、もう一つ、運営権のお話がございますので、そちらのほうにとりあえず動きたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。また、それ以外にも前半のところに関しまして御意見がございましたら、是非とも事務局のほうに後ほどお願いしたいと思います。

それでは、運営権につきまして事務局から御説明よろしくお願いしたいと思います。 〇児玉参事官補佐 それでは、資料2に戻っていただけますでしょうか。資料2の2ページ目「3.公共施設等運営権について」でございます。

まず、運営権はどういうものだろうということを少し明らかにさせていただいております。運営権というのは施設等を運営して利用料金を得る権利を切り出したものだと。全ての考えはここから始まるだろうということでいろいろ書かせていただいております。

運営権の対価でございますけれども、これはあらかじめ実施契約で管理者と運営者間で 定めた価格、金額だということを考えると、これはこうしたときに一に定まるのではない か。一に定まるということは固定価格ではないかと考えております。

他方で対価の支払いの方法や時期については、管理者と民間事業者の合意によって定められることができると考えております。

対価の算出方法でございます。これは一例というか基本でございますけれども、運営権者が将来得られるであろうと見込む事業収入から要する支出を控除したものを現在価値に割り戻したものを基本として、後はいろいろ付けたり足したりしていくということかなと考えております。

運営事業期間中の更新投資・新規投資でございますけれども、これは法律上、運営事業の中に建設、改修というものが含まれないと明記されているのですが、これは運営権が物権であるということに鑑みて、新設工事ですとか施設を全面的に除却しての再整備は、残念ながら含まれないのではないかと考えております。

他方で、運営を行うために必要な一定の範囲内では、増改築は、物としての同一性が失われない範囲であれば、既存の運営権を及ぼすことは可能ではないかと考えております。こういった増改築の場合でございますけれども、それがあらかじめ明らかである場合は、きちんと実施方針や契約で増改築の範囲・概要あるいは作った部分に運営権が及ぶ旨を明記していただくことが望ましいということでございます。

他方で、事業期間が長期にわたるものであれば、増改築が契約締結時には予見できない場合もあります。そういうときは管理者と運営権者の間できちんと協議する方法、意思決定する方法について実施方針等々を定めるということを盛り込ませていただいております。現在、運営事業の検討が進んでいる事業について、施設の新設、増改築等と既存の運営権との関係について、具体の事業を例に整理をしたほうが分かりやすいかなということで整理を試みたのですけれども、現在は管理者サイドでの検討・整理が十分でないということなので、今回、資料3も含めまして具体的なものを使った記載というのは見送りをさせていただいておりますので、そこは御了承いただければ幸いでございます。

運営事業に絡む民間事業者の選定でございますけれども、これは運営事業の規模とか内容とか特性等を総合的に勘案して、民間の創意工夫を最大限に生かすことができる最適な選択方法を選択してほしいということでございます。つまり、競争性のある随意契約の活用というものが考えられるのではないか。この活用というものが必要ないという場合は、総合評価一般競争入札を活用すればいいのではないかと考えております。

総合評価一般競争入札を活用する場合も、応募者からきちんと技術提案を求めて、技術対話や最も優れた提案に基づき予定価を作成する、高度技術提案制度などをきちんと活用していく必要があるだろうということでございます。

こちらは一応資料4という形でフロー図を用意させていただきました。まず、一番上に書いているのは総合評価一般競争入札の場合ですけれども、上から実施方針の公表というものが来て、ずらずらと流れていて、資格確認書類の提出等というのをいただいて、それから、資格確認書類の審査というのが書かれておりますけれども、要はいわゆる多段階、2段階選抜というものがありますが、総合評価一般競争の場合は絶対評価による絞り込みになるということでございます。その評価が、資格があるということになれば対面での対話。ただ、これは基本的には質疑応答やっていって、その後に技術提案制度を活用して提案書の提出審査。それで予定価の作成ということをやった後に入札へ進んでいくということを、フローでも書かせていただきました。

資料2に戻っていただきまして、その総合評価でないほうでございます。競争性のある随意契約でございますけれども、これはいろいろございますが、管理者の判断によっていわゆる競争的対話的手法の活用が考えられるのではないかということでございます。対話内容は秘匿することが原則で、公平性確保の観点から公表の必要があるものは公表することにはなりますけれども、これについては資料4の2枚目にフローを書かせていただきました。多段階選抜、三者程度の絞り込みですとか、優先交渉権者あるいは次点交渉権者の選定については、競争性のある随意契約ということでございますので、そこはそういった手法を活用することができるのではないかということで、この表あるいは基本的方向性の本文をまとめさせていただいております。

行ったり来たりで恐縮ですけれども、資料2に戻っていただきまして3ページ目でございます。運営権の設定というところでございますが、先ほどの増改築の話と密接に絡んでおりますけれども、増改築されて、その増改築部分に既存の運営権が及ぶ場合でございますが、これは運営権の同一性が維持されているということで、改めて運営権を設定する手続は不要ではないかと考えております。

運営権を設定する単位でございますけれども、1つの施設に1つの運営権というのがお そらく原則にはなるのでしょうが、管理者の判断で例えば施設の一部にだけ運営権を設定 するですとか、逆に、物としての同一性が余りにも認められないものはともかく、複数の 施設に1つの運営権を設定することは可能ではないかと考えております。

指定管理者との関係でございますが、PFI法に基づく実施方針に関する条例と指定管理者

の指定、利用料金に係る条例というものは、1つの条例として制定することは可能だと考えております。

運営権の設定と指定管理者の指定でございますけれども、指定する際に条件とか期間、 業務の内容が変わってくるのではないかという御懸念がいろいろ寄せられているところで ありますが、これはそういったことはなくて、同一の者に対して、同一の内容で運営権の 設定として管理者の指定をそれぞれ行うことが可能であるということでございます。

運営権の譲渡・移転の部分でございます。この運営権の移転の許可というのは羈束裁量 行為だと解されております。つまり、管理者の側で一定の要件を課す場合には、実施方針 において移転に関する条件をあらかじめ規定する必要があるということを喚起したいと思 っております。

運営権の取消しでございます。この運営権を消滅させるためには所有権がなくなったという場合はもちろん運営権はなくなるのですけれども、取消しあるいは放棄の手続が必要です。契約を解除しただけでは運営権は消えませんということでございます。

運営権が公共の帰責よって取り消された場合でございますが、この損失の補償というものは公共用地補償基準の考え方に従い、行われることになると見込まれております。補償の対象としてはいわゆる営業補償の基準に従い行われると考えられるのではないかと考えております。

運営権の設定に伴う土地の賃貸借でございます。運営権の中には当該公共施設等の運営等に通常必要とされる権利・権原というのは含まれていて、特段の事情といったものがない限りは実施契約の他に重ねて賃貸借契約あるいは使用許可というものは必要ないと考えております。敷地があるような場合はどうなのかということですけれども、これも運営権を設定した公共施設等に敷地を含んでいるというような事業であれば、通常の範囲での使用の権原というのは含まれるのではないかと考えております。

他方で、この運営権者が建物の一部を第三者に貸し付けるような場合でございます。この場合というのは逆に賃貸借契約というものを別途締結した上で、賃貸借契約を権原として第三者に貸し付ける必要があるのではないかというふうに考えております。

運営事業終了時の取扱いでございます。この運営権者が任意で行ったような増改築等については、バリューアップ相当分の取扱いを明確にした上で、新たに選定された運営権者が当該増改築を行った元の運営権者に対して、その時価の全部または一部を支払うことが考えられる。それから、管理者等が引き取る場合でございますけれども、これは債務負担行為の設定が可能な範囲においてでありますが、管理者等がバリューアップを行った運営権者に対して支払うことは考えられるところでございます。

先ほどの賃貸借の話と密接に関連する部分でございますけれども、運営権には公共施設の運営のために通常必要とされる公共施設等の権利が含まれています。そう考えると、いわゆる賃貸借契約について定めた法律に書かれている貸付期間の制約というのは、原則として受けないのではないかと考えております。

運営権の存続期間というところでございますが、これは運営権の業務範囲を示す客観的な事項であって、当該事項を変更しようとするということになると、これは残念ながら改めて運営権の設定というものが必要ではないかと考えております。

駆け足になりましたけれども、説明は以上でございます。

○宮本部会長 どうもありがとうございました。

ただいまH委員がお越しになりましたので、正式に部会として会議を進めさせていただきたいと思います。

それでは、今の運営権の御説明等につきまして、また御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○K専門委員 資料2でまず2点ありまして、1点目が予定価格のところなのですけれども、3. (4)です。予定価格を設定しますと、これは運営権の入札なので一番高い人が勝つという入札になると思いますが、ですから予定価格を決めて、それ以下だったら失注することになると思うのですけれども、これを余り高く設定してしまいますと失注する人が続出してしまって、結局誰も落札できなかったというようなことになります。

実際にプエルトリコの空港の入札なんかでは、政府が初めに非常に高いものを設定してしまったがゆえに、後で下げざるを得なくなってしまったという事例も報告されていますので、これをいくらにするか。これを公表するかしないかというのも非常に大きな問題だと思います。公表をしないと皆さん疑心暗鬼でやらざるを得ないので、もしかしたら出るのをやめてしまう人も出てくるかもしれません。その辺を公表するかどうか、価格をどうするかというのは非常に重要な問題で、たくさんの入札者さんを集められるかどうかのキーポイントになると思いますので、これは案件ごとに変わってくると思いますけれども、何らかのガイドライン、余り高くしないようにというふうにはガイドラインには書けないと思いますが、適正価格にすることとか、あるいは競争性を促進できるようなものにすることとか、何かそういうものを入れていただければと思います。

もう一点は、損失補償の点なのですけれども(21)です。営業補償の基準によるというふうにここには書いてあるのですが、私はラーメン大好きなのでラーメン屋さんをばかにしているわけではないのですけれども、ラーメン屋さんとは違うと思うのです。そこでしかプロジェクトができない訳ですから、道路を作るからそこのラーメン屋さんどいてくださいと言って、ラーメン屋さんがそこをどいても半年もすればどこかすぐ近くでもう一回ラーメン屋さんを開けると思うのですけれども、そのコンセプトの営業補償なのですが、これは空港を例えばやっていて、途中で終了してくださいということになった場合、どこか他のところへ行って空港をやってくださいと言う訳にはいかないので、これはやはり最初にその入札者がその運営権の対価を払って実現しようと思っていた利益、モデルケースによる利益を補償してあげないと、不測の事態で途中でやめさせられてしまった場合の損失補償としては不十分ではないかと思います。その2点です。

○宮本部会長 今のに関連しての御意見はございますか。

○L専門委員 今の最後の点です。私も公共用地取得損失補償基準ですと性格がかなり違うので、それですと、狭いということになろうかと思います。この公共施設等運営権の取消しの補償というのは公共用地の補償基準と同じと書くと、何かそれで固定的に考えられるおそれがありますので、そこは再考したほうがよいようにと思います。

- ○宮本部会長 ありがとうございます。
 - O専門委員、お願いします。
- ○○○ 専門委員 その前の予定価格の点なのですが、先ほどおっしゃっていただいているように、運営権の引き受けをしようという検討をするだけで相当の時間とお金を費やすと思います。そういう意味ではそもそも予定価格それ自体が、それが足切りにかかるような制度になるのか分かりませんが、必要なのかどうかという疑問があります。

それから、もし予定価格を設定されたとしても、それは判断材料を与えるためにぜひ公表していただきたいと思っています。特にこの予定価格というか運営権の対価を算出するに当たっては、リスクをどう見込むか、織り込むか、評価するかというのは非常に大きなファクターになって、ここで発注者といいますか、管理者側と民間事業者の引受側で大きく食い違う可能性があって、そうすると対価も随分金額的に差がある可能性があるのではないかと思うのです。ですから事業のリスクの見方について公共側はこう思っている。そういうリスクの見方ができないのであれば、先ほど先生もおっしゃったようにそもそも当該の案件には応募しない、応募できないという判断の指針にもなろうかと思います。この点はぜひ御検討いただければと思います。

- ○宮本部会長 今の件でまず事務局から2点よろしくお願いします。
- ○児玉参事官補佐 まず予定価格の点でございますが、独善的になったり、理不尽に高いというようなことがあるのは問題ではないかということで、基本的方向性の本体の部分10ページの上のほうの最初のポツのところなのですけれども、一応また書きのところでございますが、予定価格を算出するに当たって民間事業者等からきちんと十分意見聴取を行って参考にすることが望ましいということで、独善的にならないようにちゃんと民間事業者の意見、観点を含めて予定価格というものは出してほしいということをここで明らかにさせていただくということで、一定程度の抑止効果と言うと変な言い方になるのですけれども、確保できているのかなと考えております。

公表するかどうかというのは、おそらく事業の性質等々によっても大分変ってくるのではないかと思っておりまして、そこは管理者の側がきちんと判断をしていくということに 一義的にはなるのかなと思っています。

選定プロセスのところで総合評価一般方式に限らず、いわゆる競争性のある随意契約、 例えば競争的対話というものを活用するようにということを言及させていただいておりま すので、必ずしも価格一辺倒の競争というものにはなっていかないのではないかと考えて おります。

損失補償でございます。まず営業補償と言ったときにおそらく営業休止補償と営業廃止

補償と2本立てになっているのかなと思っておって、これも当然ケース・バイ・ケースにはなってくるのですけれども、代替性がなくて営業廃止してしまったような場合というのは、おそらく営業廃止補償のほうで補償されることも十分にケースとしては考えられる。こういった場合は必ずしも普通の営業休止には限らないのではないかと考えております。

そもそも何で公共用地補償基準なんだという話なのですけれども、公共主体の帰責事由による通損補償の算定方法について具体的に定めたものというのは、公共用地補償基準以外に存在しないと見込まれるというのがまず第1のところでございます。いわゆるPFI法10条16の第1項第2号のいわゆる公共性を理由とした運営権の取消しということでございますけれども、この運営権者が権利を失うことによる生ずる損失については、公共施設の建設において、公共主体の帰責事由により民間事業者がその権利を失い、生ずる損失と類似していく部分というのがあるのではないか。例えば道路事業ですとか、土地区画整理事業の施行に伴う通損補償については、その通常補償額について当事者間に争いがある場合には収用委員会の裁定手続を適用するとされておりまして、公共用地補償基準の適用による補償額の算定というのはここで前提になっている。そういったようなことを勘案すると、公共用地補償基準の営業補償の規定で読んでいくことができることになるのではないかと考えております。

ただ、これはあくまでも絶対払いなさいというふうに定められているものですから、当然それ以外の部分について契約等においてあらかじめリスク分担をすることによって、公共と事業者の間で円満に解決するような条件をあらかじめ設定することは可能になるのではないかと考えております。

以上でございます。

- ○宮本部会長 それでは、最初の予定価格のほうでどうでしょうか。
- ○○○専門委員 今の御説明で資料3の10の一番上のところということですけれども、これだけでは十分ではないのではないか。確かにリスクについて、例えば最終的にそれを対価に反映するときに経済評価というのは必要になってきますが、そういうものをヒアリングで十分事前につかめるかというと、多分そんなことはできないのではないかと思います。

それに関連してなのですけれども、資料2 (9)の民間事業者の選定のところで、ここでおっしゃっているのはどういう選定方式が言ってみれば原則あるいは妥当かというのが読み取りづらくて、ここで随意契約ということを言っておられるのであれば、予定価格なんていうことにもならないし、おもしろいのは (9)で対価ということが書いていないのです。だから当然お金の評価が第一義的に来ると思うのですけれども、ここではどういう選定の対象のことを考えておられるのか。

(10) で競争性のある随意契約の活用ということなのですが、今度は(13) で公募型プロポーザル等うんぬんと書いてあります。そうすると上の競争性のある随意契約の活用の中に公募型プロポーザルというのも多分想定されているのだろうなと思うのですけれども、競争的対話といいますか、何らかの対話はかなり重要な要素になってきますので、こうい

うものを組み込もうとすると競争というか選定方式の1つの原則としては、公募型プロポーザルの競争性のある随契を一義と考えるということでもいいのではないかと思うのです。 そうするとまた予定価格の取扱いが不明というか問題になってくる。ですから、この辺はかなり重要なところですので、御議論をいただければと思います。

○宮本部会長 とりあえずのお答えはございますか。それとも宿題という形で御検討いた だきますか。

○井上参事官 資料3の14ページ、選定プロセスのところです。1ポツで総論的に民間の 創意工夫を生かすことが一番大事ですねというポイントが書いてあって、私どもは事業は いろいろありますので、どれが原則とか、どれが例外という書き方はなかなかしにくいので、その気持ちを順番であらわしていまして、一番初めにいろんな運営事業みたいな、まさに価格のみではなく、それ以外の要素が非常に大事なところについては、まず競争性の ある随意契約、いろんなスキームがあって、いろんな専門的な要素があったり、多面的な検討が必要だというものについては、企画競争とか公募型プロポーザルという、いわゆる競争性のある随意契約というものがありますので、その手法を使って具体的には御提案しています競争的対話みたいな手法を使って、両者で対話をして決めていくということが①として書いてございます。

そこまで必要ないという判断があれば総合評価一般競争入札によるんだという形で、こ ういう順番で書いているということでございます。

予定価の公表につきましては、これはいろんな案件とかで管理者の判断になりますけれども、予定価の公表についてはメリット、デメリットがありますので、そこをどう事業ごとに管理者が判断するかということでございますので、ただし、K専門委員が言われたように余りにも高い価格で入札不調になってもしようがないので、価格がつくのであればマーケット・サウンディング等をして、ある程度客観性のある数字をつけることが適切ではないかと思いますので、その辺を盛り込んだ表現ぶりを考えてみたいと思います。

以上でございます。

- ○○○専門委員 そうであったとしても、では(4)で運営権の対価というところに予定価格というのは出てきていまして、その算定はこうするんだと。ということは、予定価格は必ずあって、その算定はこうですよというふうに読めてしまうのですが、予定価格というものは必ず設定をするという前提ですか。
- ○児玉参事官補佐 随意契約のときも予定価格を作らなければならないというふうになっているようですけれども、ただ、そこに拘束性はないということだと理解しております。 そう考えると予定価格を作るということであれば、作るときはどういうふうに作るんだということを、書かせていただいているということでございます。
- ○宮本部会長 J専門委員、お願いします。
- ○J専門委員 今の予定価格のところにも関連してなのですけれども、実際のプロセスと して資料4のフローが幾つかあるかと思っていまして、おそらく一番おすすめをしようと

されているものが、2ページ目にある競争性のある随意契約の場合というものですね。これを拝見すると私の理解しているところでは、これまでのPFIでこういうプロセスは1回も行われていないだろうなと思っていまして、つまり事実上の正式なプロセスに入ってから特定事業の選定をするという形になっているように見えるのです。そういうふうに理解していいのでしょうか。

2ページのプロセスは、上から3番目のボックスに手続開始の公示とありますので、ここから正式に、公募プロポーザルの随意契約の正式というのはないのかもしれないのですけれども、いわゆるオープンな、非公式ではなく公式の競争プロセスに入りますよというのが手続開始の公示というところだろうなと。その手前は実施方針までしかなくて、その後、競争的対話があってちょうど真ん中あたり、対話終了宣言・特定事業の選定と書いてあるので、このプロセス自体ができるのかどうかというのも若干検討の余地があるのではないかと思ったのですが、もし仮にこれができるとしたときに、予定価格に準じるものというあえて言い方をしますけれども、このぐらいの金額を目安としてやりたいというものが定まるのが、特定事業の選定のタイミングになるのかなと思ったりもしました。

そうすると、オフィシャルな手続の中で特定の企業さん、選んだ3社さんなり3社さんと対話を進めていって、その上でこれだけVFMが見込まれるという特定事業選定を出して、それと同時に多分予定価格に準じるものが決まるんだなと考えると、実務的に考えればこれは当然管理者側が設定すると思いますし、それはこれまで対話を重ねてきた事業者には当然伝えた上で、最終的な札を決定してもらうのが当然なのではないかという気がまず私は個人的にいたしましたが、本当にそうかどうかわかりません。

もう一つ、もっと重要なのは特定事業の選定がこのタイミングになってしまうとすると、オフィシャルな手続が始まる手続開始の公示の時点で価格の目安が何ら示されない可能性があるように見えまして、これは事業者さんには余りにも厳しいのではないかというふうに思うのです。つまり、幾らなのか全く目安がない中で対話をして、設計なんかもして、金額を見積りしていって、でも対話を進めていく中で実は全然違うとか、それは撤退できればいいじゃないかということかもしれないのですが、通常はオフィシャルな手続に入る前に100なのか500なのか1,000なのかとか、そういうようなレベル感のものは当然それなりのコミットを伴ったものがあるべきなのではないかと個人的には思いましたが、なので2ページのプロセスというのが、このプロセス自体は非常に1つの合理的なプロセスだと思うのですけれども、検討課題が多いのではないかと思いまして、いろいろ詰めていったほうがいいのではないかと思いまして、その中で予定価格的なものの取扱いなんかも一緒に議論されたらどうかと思います。

- ○宮本部会長 今の点いかがでしょうか。
- ○國松企画官 特定事業の選定がこの段階になっているのは、最初の実施方針の段階では そこまでの内容が固まっていないということで、対話の中で実際のどういうものを作り上 げているかというのを決めていきたいということで、選定をここにしているということで、

そこは従来のやり方とは大きく違うところでございます。

予定価格についてどの段階でというので、一番最初の段階ではまだ中身が特定事業も決めていない段階なので、そこで目安といったものを出すのは、どういった事業を行うかという事業のタイプといいますか、ものによっては非常に難しいものもあるかと思うのですけれども、そこは対話をやっていく中で価格がどういうふうになっていくか作り上げていかないといけない。最初の段階で目安を出すというのも物によっては非常に難しいのかなと思っております。

○宮本部会長 I専門委員、お願いします。

○ I 専門委員 今のところと関連するのですけれども、2ページは J 専門委員がおっしゃったみたいに全く新しいというか、今までなかった手続と理解しています。申合せに基づく手続と網かけしてあるところは、いわゆる競争的対話に関する申合せというものの手続の規定ですし、その他、競争的対話方式に基づく手続というのが今回新しいという理解ですので、これをできるだけやれればいいと思いますが、確かに値段というか、予定価格というのが必要かと思います。随意契約でも一応法律上は予定価格は必要だと思うのですけれども、それをどの時点でやるかとか公表するかとか、そういうものはまだ入札とは違うのですが、問題だと思います。

その関連で資料2の3. (2)のところにもあるのですけれども、予定価というのを議論している前提で(2)のところで運営権対価は一に定まり、固定価格と考えられることと書いてあるのですが、これは名前はこだわらないのですけれども、例えばいろんな事業をやったときに固定価格、それは分割でも一括払いでもどちらでもいいと思うのですが、プラス儲かったらプロフィットシェアリングみたいなものもあると思うのですけれども、それを排除するということではないのかなと理解しています。ただ、ぎりぎり言えばそれも含めて対価ではあるのですが、フラクチュエーションするところをです。そこの価格は一に定まると、言われてしまうと各管理者さんで誤解が生じるのではないかと思って、他にもいろいろあるのですが、まずはその点を確認したいです。

○宮本部会長 一にというところは私も気になっていたのですが、その前のところでの議論は、このフローの考え方、予定価格をどうするのかということも含めて、少し大きくいろんな形に広がっているとは思うのですが、どういたしましょうか。もう一回、今のをベースに再整理していただくという形を考えてもよろしいですか。では、そういう形をとっていただくということで。

〇井上参事官 今、I専門委員が言われた点ですけれども、プロフィットシェアリング条項は否定されるものではなくて、それは対価と別と観念して、それは排除している趣旨ではありません。必要があればガイドラインにその旨を付記するとか、そういう工夫はしたいと思います。

○宮本部会長 その点は誤解がない形で書いていただくということでお願いしたいと思います。

N専門委員、お願いします。

○N専門委員 やはり収益に連動した部分というのが、事業がうまくいった場合には管理者サイドにとって、アップサイドの還元というメリットにもなると思います。一方で運営権者が非常に巨額のコンセッションフィーを払うことになるため、損益分岐点が上がってしまう部分があります。運営権者にとっても、ある程度リスクをミニマイズできるという観点から、プロフィットシェアリングの考えは必要かなと思っています。

○宮本部会長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの補償の件でK専門委員、お願いします。

○K専門委員 先ほど営業廃止の場合もあるからというお話がありましたが、この営業補償の関係でいきますと、大体5年ぐらいしか補償してもらえないのではないかと思うのですけれども、例えば50年の事業をやっていて10年目に終わってしまいました。そうすると残り40年あるわけなのですが、これを営業補償のコンセプトでやると、たった残りの5年分しかもらえないと、残り35年どうしてくれるんだという話になってしまうと思うのです。ですから、これは確かに見習う制度はないのかもしれませんが、新しいことをやろうとしている訳ですので、あえて営業補償のコンセプトに縛られる必要もないのではないかと思います。

後は契約でやればいいではないですかというお話もありましたが、ここでガイドラインで書いてしまうと契約を作るのは公共側ですから、公共側のコンサルさんはこのガイドラインに従って契約書を作りますので、それで入札をやられてしまいますから、後で急にモデルで出したプロフィットの現在価値を補償としてくださいという契約をネゴしようとしても、時既に遅しで、そんなネゴはもうあなたこの条件で入札したんでしょうということで一蹴されてしまいますので、やはり非常に大事で、ガイドラインに何を書くかというのは、公共側がどういう契約書を作ってくるかというのに直結しますので、これは慎重に御検討いただければなと思います。

○宮本部会長では、ここは御検討いただくということでよろしいでしょうか。

I 専門委員、まだたくさんあるということで。たくさんではなくて 1 個か 2 個か、小出しでお願いします。

○ I 専門委員 今、更新投資のところはまだ余り議論されていないので、そこのところよろしいですか。

更新投資は(5)で、これはPFI法改正のときから何回も言っているのですが、みなし物権だから建設、改修というか除却するのはできないと言われているのですが、実際に考えてみると空港で新しいLCCターミナルを建てるときもそうですし、例えば高速道路でサービスエリアをつくって建物を建ててあったのを、隣に建てることすら多分、今の考え方ではできないというのでしょうか。実際的には大変不合理というか、使い勝手が悪いかなという気がいたします。あえて増設にしてというような形にするのはあるのですけれども、そこがかなりハードルは高いのかと思いつつ、所有権から切り出しているみなし物権という

ところなのですけれども、一方、運営権の設定というのは施設ごとに運営権を設定できるのだけれども、判断したら一部とか複数の公共施設等も一運営権でできるよというのが16にありまして、そうすると一つの所有権から出てくる一運営権という原則もここは崩れているような気も若干はしますので、ここは結構ハードルが高いのかもしれませんけれども、実際にやろうとする人は大変なのではないかと思いまして、そこのところをもう一度検討することはできないのかなと思っています。

おそらくおっしゃっているのは、更新新規の範囲については実施方針である程度書けばできますよというところはあるのですけれども、場所がたまたま隣といいますか、増設するような形がとれないとなったときには、運営権設定だというのは結構ハードルが高いのではないか。もともと本来そんなことを予定はしないでこの法律は作っているはずなのですが、みなし物権というのはかなり引っ張られているという気がしますので、何らかそこのところはまだ検討できるのであれば検討していただきたいというところです。

更新のところでもう一つ言いますと、今のが更新、新規投資、新しい設備をつくるというところなのですけれども、あと、最後、終了のところが関係してくるのが後ろのところになりますが、(24)(25)とか、同一の運営権の中で更新できた場合の、これは1つ後で教えていただきたいのですけれども、全部会計・税務的に、どういうふうに償却をするかというのは別途検討をしていらっしゃると思うのですが、そこを教えていただきたいというのと、(24)(25)のところだと、任意で行う増改築等に係る評価処理についてはというのがいま一つよく分からないのですけれども、契約でないということは義務付けされていないということなのかもしれませんが、(25)では管理者が債務負担行為の設定が可能な範囲において払えるというふうに書いてあるのですが、これはあらかじめ債務負担行為をとらないといけない。もしくはこの条項を入れるためには国債なり長期債務負担行為をとらなければいけない。

ただ、最後だからそこだけ予算措置してもできるような気がするのですけれども、その終わり方のところはまだいろんな案件で詰まっていないのかもしれませんが、運営権の範囲内でおそらく更新した場合には基本的には償却して最後はゼロになるとは思うのですけれども、任意での増改築というところ、はどういう趣旨か教えていただきたいということです。

○宮本部会長 それでは、今、2件大きいことがございました。

最初のほうの新規投資とか、そこら辺の関連で委員の方々から御意見ございますか。では、まずそこにつきまして事務局のほうで。

○児玉参事官補佐 表現が不十分だったかもしれませんが、任意というのはまさに義務付けられたり、初めから契約等で定まっていなかったもので新たに増改築をしたり、場合によっては新設をしたりというような場合を想定して、記述をしております。

会計の処理をどうするんだというのは、今まさに検討させていただいているところです。 今これについてかくかくしかじかですというふうに申し上げられる状況ではありません。

- ○宮本部会長 それでは、2点目の今のことに関しまして、委員の方々から御意見ございますか。よろしいでしょうか。ちょっとこれは御検討いただくということで2件ともよろしくお願いしたいと思います。
- I 専門委員 あと、分厚いほうの資料の11ページの更新投資・新規投資のところの1ページの一番下のポツですけれども「なお、運営権には公共施設等の利用に係る処分の権限は含まれないこと」この意味を教えてください。文章の内容がよく分からないのです。
- ○児玉参事官補佐 例えば、公共施設を運営権に基づき、施設本来の目的に沿って使うために公共施設等運営権が設定されるわけですけれども、その公共施設等の使用について、全く予定をされていないような、いわゆる目的外利用みたいなことについて運営権者が、例えば運営権の実施契約とかその中で定まったもの以外のことについて、こういう使い方をさせてくださいというようなことが、例えば、外部の第三者から申し出があったような場合に、それを公共施設等の管理者等に代わって、許可をしたりだとかそういったことはできないということでございます。
- ○宮本部会長 よろしいですか。
- I 専門委員 ちなみに、なぜ更新投資のところに入っているのですか。
- ○児玉参事官補佐 済みません。必ずしもここである必要はなかったのですけれども、場所はそうですね、確かに唐突過ぎるので、もう少し検討させてください。更新と関係があるというわけではないです。
- ○宮本部会長 よろしくお願いします。 L専門委員、お願いします。
- ○L専門委員 細かい言葉のことも含めて何点かですけれども、まず資料2の(17)の指定管理者制度の関係のところで、PFIとの関係と整理をするというのはそれでよろしいと思うのですが、両法から委任を受けたというと地方自治法のほうからの条例への委任という観念はあまり使わないので、例えば両法にそれぞれ基づく1つの条例としてというような言葉にしたほうがよいということと、同じく(19)ですが、羈束裁量行為と言っていて、やや固いので、許可には裁量性がなく予見可能性を高めるという観点からというような、そういう言いぶりでよいと思います。これは言葉の問題です。

それから、もう一つ言葉の問題ではないのですが、(23)ですが、土地の賃貸借というところで、このあたり細かく書かれているのですが、基本的に運営権でやる場合には、運営に必要なことについては別に賃貸借契約は要らないという整理でよいと思います。ただ(23)で第三者に貸し付けるためにはうんぬんというふうになっているのですが、これは資料番号がない長いほうの27ページ等の関連なのですが、基本的に運営権の事業をやるときには要らないと言っていて、例えば27ページの最後の下から4行目で特段の事情は別ですとあります。特段の事情というのは、例えば自ら運営権に含まれない事業をやるときなどは違うと書いてあります。第三者に運営権の対象となっている事業をやらせるときに、第三者にテナント的にやってもらうときに、急に賃貸借契約を自分のほうで結べと言って

いるように (23) は読めるのですが、これはなかなか大変ではないかと思っていて、ここは、特段の事情のような場合については第三者に貸し付けるときに (23) のような話になると思うのです。つまり第三者を使ってやるときに一々全部 (23) のようになるか。運営権に基づくところの事業には当初からそれを予定しているものもあると思うので、大変かというふうに読んだのですが、いかがでしょうか。

- ○宮本部会長 最初のほうは適切に直していただくということで、一番最後の点だけいかがでしょうか。
- ○児玉参事官補佐 御指摘ありがとうございます。

資料3で申し上げると、おそらく27ページの土地の賃貸借の下あたりに書いている話かというふうに思いますけれども、これは我々はいろいろと検討している中で、例えば運営権が設定されているビルの一部に第三者にテナントを入れたりして貸し付けるというような場合には、御指摘のとおり煩雑な点はあるかと思うのですけれども、ここは残念ながら運営権そのものを権限にして、その建物の一部を第三者に貸し付けるというのは残念ながらできないのではないか。となれば運営権というのはまさにその者が運営事業を行うために与えられたものであって、第三者に何か貸し付けるというようなことは残念ながら想定されていないのではないかと考えておりまして、運営権者がその建物の一部を第三者に貸し付けるときには別途、管理者等と運営権者の間で賃貸借契約というものを締結して、その上で賃借権を権原にして第三者に転貸する必要がどうしても出てくるのではないかと考えています。

- ○宮本部会長 L専門委員、お願いします。
- ○L専門委員 それは目的外使用許可のような、そういうものを想定する場合ではないか。 つまり関係なくテナントを他の用途に収益のために貸す場合のことです。そうすると、第 三者という場合は運営権の中の運営事業を契約のような形でやらせる場合は入らないとい う理解でよろしいですか。
- ○児玉参事官補佐 ここは、運営事業者以外の第三者に貸し付ける場合という意味でございます。
- ○宮本部会長 K専門委員、お願いします。
- ○K専門委員 今の点で、具体的に空港でテナント、ビルはテナント化するのは大前提ですから、それは自分がそこを使うのは運営権に入っているけれども、急にそれをテナントに貸すときにもう一回運営権とは別に管理者と賃貸借契約を結んで、ただ、その賃貸借契約を結んでもそこの対価は運営権の対価に入っているでしょうから、そこはお金を払わない賃貸借契約だけを結んで形式だけ整えるというのは、常に煩雑なような気がするのですが、どうしても必要なのでしょうか。
- 〇井上参事官 運営権を制度設計したときに、みなし物件ということで設計した訳ですけれども、このみなし物件から発生して賃貸借契約を結ぶということは、なかなか認め難いということになっておりまして、先ほど煩雑ということもおっしゃられる向きもあるので

すけれども、実際上は不動産管理としてはむしろ、マスターリストをしてテナントに貸すというほうが管理としてはやりやすいという声もありますので、それほど実務上、不都合になることはないのではないかと考えておりまして、おっしゃるとおりこちらに運営権があって、もう一つここに賃貸借契約という似たようなことを並列的に並べたというのは若干すっきりしないところもありますけれども、そういう整理になっているということでございます。

- K 専門委員 運営権の設定契約の中で賃貸借もあるよと一言条文を加えておけば、それで解決ということですか。
- ○井上参事官 そうですね。米法みたいになりますが、そういうことだと思います。
- ○L専門委員 私もそのように考えていたのです。初めからテナントを使うことが決まっている場合は幾らでもあります。そういう場合はここには入らないということですね。つまり、初めに想定されていないような目的外のことかと思うので、少し整理が要るかと思いました。
- ○宮本部会長 その点は整理していただけますでしょうか。ガイドラインに移すということでお願いしたいと思います。

では、N専門委員お願いします。

- ○N専門委員 指定管理者制度に関連してなのですけれども、資料3の22ページです。地方自治体で従前の指定管理者の指定の取消しと、新たな指定管理者の指定の議決が必要というふうに記載されているのですけれども、制度は運営権の移転時に指定管理者の地位の再指定というものを議会で例えば否決されるという場合に、運営自体が移転できないというリスクが残ってしまうような気もするのですが、それはやむを得ないということなのでしょうか。
- ○児玉参事官補佐 運営権の移転に対して条例に特別の定めがある場合は、議会の議決が不要とさせていただいた趣旨を踏まえて、制度官庁とかなり折衝をさせていただいたところではあるのですけれども、指定管理者制度は一身専属的に管理者の指定をする、地方自治法上そういう立てつけになっていますで、移転とかそういう発想が含まれていない。運営権の世界で移転として観念されることについては、新たに管理者を指定をするということになってしまうので、移転ができるという定めが地方自治法上ないものですから、なかなか厳しいと指摘を受けているところでございます。
- ○宮本部会長では、今の点は致し方ないという考え方になるのですか。
- ○E委員 似たような話なのですけれども、運営権を設定する段階では公の施設に指定しないでおいて、事後的に別の指定管理者を指定されるリスクというのがあるような気がするのです。同一にできるとは書いてあるのだけれども、別々にできないとは書いていない訳で、それは運営権以前に今でもそうなのですが、指定管理者制度の立てつけがそういうふうになっていますよということであれば、非常にそこは潜在的なリスクとして運営権についても考えないといけないという理解をしていいのかどうか。先ほどのお答えの延長線

上にあるのですけれども。

それに加えて、同一の内容でなければ別々のものに設定してもいいということが同じように言えるかどうかなのですが、実はその指定管理者のほうでも維持管理と運営を分ける動きが出てきています。維持管理を重視しようという流れの中で明らかに能力が違うので、それを分けようという話があって、そうすると運営は運営権のほうでやって、維持管理は指定管理でやるということがあり得て、同じ施設に対してこれは道路とかも含むのですが、同じ施設なのだけれども、別の内容で別のものに指定するということもあり得るのですが、それは排除されていないですね。

○児玉参事官補佐 まず、後段について言えば指定管理者と運営権は別々の制度という整理がなされているので、当然ある意味重層的に活用されることはあろうかと思います。ただ、運営権を扱う施設に指定管理者がということは、それはおそらく公の施設ということになるのでしょうから、公の施設であればおそらく運営権的な運営をするのであれば、おそらくそこの部分について指定管理者の指定というのが必要になってくるのかなと。それに別の指定管理者というものがというのは、指定管理者の世界でどう整理されているかというのは、私は勉強不足で存じておらないのですけれども、その運営権者とその指定管理者が別々というのは、運営権と指定管理者というのが別の制度である以上は、概念上はあり得るのかなと思っております。

- ○宮本部会長 その点はもう一度再整理していただければと思います。
 - O専門委員、お願いします。

○○○
「中門委員 今回記載されていること以外なのですけれども、運営事業を実際例えば明日からやれと言われて、そのためのよりどころということでこのガイドラインを見ると、やはりなかなかこれだけでは項目としても不十分ではないか。例えば、いっぱいありますけれども、料金設定をした後に改定するときにどうやって改定するのかとか、あるいはまた別の項目ですけれども、不可抗力によって施設が全壊してしまった、その復旧はどうするのかとか、いろいろあろうかと思います。

それで、そういう個々のお答えというのは今はないと思いますけれども、そもそも論に立ち返って、今回つくるガイドラインというのをどの程度規定する、あるいは丁寧に項目をカバーするというのの何かお考えがあるのか。

例えば今、国土交通省では空港の民営化ということで、いろいろその分野での各論で検討されているようですから、そういうものとの関係で例えばそういった実務が見えてきますから、それはそういうものとも整合性をとりながら補完してもらいますというようなお考えなのか、分かりませんけれども、そういうそもそも論の今回のガイドラインにおいて手を届かせる範囲というか深さというか、そういうものはどういうふうにお考えなのということを聞きたいのですが。

○宮本部会長 それでは、今のはかなり大きな問いかけでございますが、それ以外に条文 というか今回の資料での御意見いただいてからお願いしたいと思います。 ○N専門委員 資料3の30ページ、VFMの算定についてなのですけれども、従来型のPFIと 異なりましてコンセッションということになりますと、公共施設の運営、事業自体が事業 の変動リスクを伴うということですと、その辺のリスクが非常に大きくなるので、VFMの算 出においてはリスクの移転効果。要するに官がリスクを負わなくなるという部分も踏まえ た評価を行う必要があるのではないかと考えております。

サービス購入型のPFI事業以上にその点は重要なのだろうなと考えておりますし、また、 官がおやりになる場合と事業者の場合には、当然法人税の有無も考慮する必要があるだろ うと思っています。

公共から支出が生じないということであれば、必ずしもVFMがゼロというケースにおいて もPFI事業を行ってもいいというような、ある程度判断の柔軟性を確保しておく必要が、特 に需要変動がある独立採算型については必要なのではないかと思います。

○宮本部会長 今回は時間も押していますので、御意見として伺って、事務局でまた御検 討いただきたいと思います。

先ほどのO専門委員からのどこまで考えているのか。特に今回は基本的な考え方だけ挙げていただいていまして、いわゆるガイドラインの形になってないのです。従来のモニタリングだとか契約のガイドラインみたいな形ではなくて、論点だけこういう整理をしてから、どういう形でガイドラインに書き込んでいただくのかということが、これから次の作業になってくると思いますし、その中でどういう単位でガイドラインを出すのかで先ほどO専門委員がお聞きになったような、どこまでカバーするのかという形にも関係してくると思います。それにつきまして事務局のほうからお考えをお願いしたいと思います。

○児玉参事官補佐 ありがとうございます。

この運営権の部分でございますけれども、おそらく運営権で全く新しい制度ということもありますので、これ1つで何らかガイドラインという形になっていくのかなというふうに我々は考えております。その中でどこまで細かくやっていくかということでございますけれども、例えば今までのガイドラインでされてきた事例があって、その事例の蓄積でいるいろ当然問題点とか出てきて、それをどういうふうに解決していきましょうということで、どんどんとガイドラインに厚みが出てきたのかなという部分もあるのかなと考えております。

他方で運営権については、これも鶏と卵という話があるかもしれませんけれども、まだ実例が1つも出ていないということで、今の段階で完璧なものを目指そうとすると、いつまで経ってもガイドラインができ上がらないことにもなりかねないなと考えておりまして、今回示させていただいているものは、今の段階でこういうことについては少なくともある程度以上に明らかにしていく必要があるだろうということについて項目として挙げて、一応中身の整理はさせていただいておりますので、まずはこういった出させていただいているものをガイドラインという形で、御指摘いただいたところは当然検討させていただくのですけれども、まず出させていただいて、その後、いろいろ具体的な話が出てきて、そこ

でいろいろと問題とかが生じてきたら、当然ガイドラインのほうにもそのフィードバック というものは将来的にやっていく必要が当然あろうかなと思っています。

現時点でできるものをまずは出していって、ただ、それが当然これで完成版というわけではなく、将来に向かって開いた形で作っていくことができるというのが、一番理想ではないかと考えております。

- ○宮本部会長 いかがでしょうか。でも○専門委員が御指摘になったところはかなり本質的なポイントですね。
- O 専門委員 その辺の項目の選別だとか、枠組みの設定だとかということは、申しわけありません、前回私は欠席していたので、そのときに行われたということですか。
- ○児玉参事官補佐 一応、論点として論ずるべき事項という形では前回議論はさせていた だいております。
- ○○専門委員 そうですか。今、経団連だとか日経連だとかいろいろこれに関わってヒアリングをされていると思うのですけれども、できる限りということで希望なのですが、その中の重要な項目は追加項目として御検討いただいてもいいのではないかと思います。やはり白紙でこれから運営権を実施するに当たっては、その鶏と卵でしょうけれども、ガイドラインが実務に供するようなものになっていれば、案件としてうまい形でスタートを切りやすいですし、そうでないと試行錯誤の期間が長くて、なかなか実務に乗らないというおそれもあるのではないかと思います。その点の関係なりすり合せはいかがなんですか。○児玉参事官補佐 先ほど実務者等々と事前に意見を聞かせていただいていると申し上げましたけれども、例えば経団連さんですとか日経連さんですとか国土交通省さんなんかともきちんと話はさせていただいて、今、基本的方向性という形で出させていただいているところではあります。
- ○宮本部会長 では、先ほどの○専門委員の御指摘を踏まえて、積極的に御検討いただけ れば大変ありがたいと思います。

時間も参りましたので、議題2の今後の進め方について事務局のほうで御説明お願いしたいと思います。

○児玉参事官補佐 お手元の資料 6 を御覧いただけますでしょうか。今後の進め方というところでございます。

第1回、第2回ということで、今日までの実績を書かせていただきました。今回、基本的方向性について議論させていただいたところでございますけれども、御指摘いただいた点をきちんと踏まえて、さらに有識者、実務的な観点からの意見聴取ということをしながら、ガイドラインを作成する作業に入っていきたいと考えております。

では、どこまで続けていくのかというところでございますけれども、具体的にあと何回 開催してとか、そういうところはまだ今日の御指摘も踏まえていろいろと事務方でも考え てみなければいけないところではあるのですが、一応、当初は年度内にというふうに申し 上げていたということもありまして、平成25年5月の上中旬頃には何とか取りまとめてい きたいと考えております。

○宮本部会長 これから何回開かれるかというのは、まだ決まっていないと考えてよろしいわけですね。以前ガイドラインをつくったときの議論の回数と比べたら少ないのかなという感じがしておりまして、今日もこの2時間でこの分量を議論していただくのも大変難しいところでございますので、いろんな制約もあると思いますけれども、皆さんの御意見をいただきたいものですから、そこら辺も御検討いただければと思います。

では、今日も時間も押しておりましたので、まだ御意見ある方もいらっしゃると思います。その点はまた事務局のほうに御伝言いただければ大変有り難いと思います。

特に御発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、時間となりましたので本日は以上で閉会とさせていただきます。次回も総合部会の日程につきましては事務局のほうで調整していただきますので、御協力よろしくお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。